

第160号議案

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例

島根県立ふるさとの森条例（平成5年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同項」を「同条第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第5条、第7条、第8条関係）

施設 の 名 称	使 用 料 の 額
ふるさと森林公園森林学習展示館学習室	1時間につき 540円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数の時間があるときはその端数の時間は1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。